

福生市教育委員会会議録

平成 25 年第 2 回定例会

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 開催年月日 | 平成 25 年 2 月 15 日 (金) |
| 2 | 開始時刻 | 午前 10 時 00 分 |
| 3 | 終了時刻 | 午後 1 時 03 分 |
| 4 | 場 所 | 第 2 棟 4 階 第 1 委員会室 |
| 5 | 出席委員 | 委 員 長 平 野 裕 子
委員長職務代理者 加 藤 美 子
委 員 渡 辺 浩 行
委 員 徳 永 喜 昭
教 育 長 川 越 孝 洋 |
| 6 | 欠席委員 | なし |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 田 村 博 敏
参 事 佐 伯 英 徳
庶 務 課 長 高 木 裕
生涯学習推進課長 高 橋 邦 彦
スポーツ推進課長 鳥 越 裕 之
公 民 館 長 高 橋 清 樹
図 書 館 長 島 弘
主 幹 浅 野 正 道
教育センター主幹 笹 本 幸 三
学校給食課課長補佐 村 野 和 彦 |
| 8 | 傍 聴 人 | なし |

(裏面に続く)

9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 9 号 福生市教育推進プラン（平成 25 年度～27 年度）について
- 日程第 4 議案第 10 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 5 議案第 11 号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第 12 号 福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 13 号 平成 24 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 8 議案第 14 号 平成 25 年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 9 議案第 15 号 委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理による決定の承認について
- 日程第 10 議案第 16 号 東京都公立学校教育管理者（校長）の人事異動の内申について
- 日程第 11 議案第 17 号 東京都公立学校教育管理者（副校長）の人事異動の内申について
- 日程第 12 議案第 18 号 福生市修学旅行等補助金交付要綱の制定について
- 日程第 13 議案第 19 号 福生市通学援助費支給事業実施要綱の制定について
- 日程第 14 議案第 20 号 福生市理科支援員配置要綱の一部改正について
- 日程第 15 議案第 21 号 福生市体育施設条例施行規則の一部改正について
- 日程第 16 議案第 22 号 福生市立学校における人事給与パソコン入力支援システム及び非常勤職員情報提供システム運用管理要領の制定について
- 日程第 17 議案第 23 号 福生市公立学校の「災害給付オンライン請求システム」の利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）
- 日程第 18 議案第 24 号 福生市特別支援教育センター（仮称）開設検討委員会について

- 日程第 19 報告第 7 号 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための効果検証調査結果について
- 日程第 20 報告第 8 号 福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会での検討事項について
- 日程第 21 報告第 9 号 平成 25 年度福生第三中学校通級指導学級（情緒障害等）の開設について
- 日程第 22 報告第 10 号 平成 25 年度福生市立小・中学校教育活動発表会について
- 日程第 23 報告第 11 号 平成 25 年度福生市立小学校移動教室について
- 日程第 24 協議事項 1 平成 25 年度福生市教育委員会の基本的な考え方について
- 日程第 25 協議事項 2 平成 26 年度文教施策と予算に関する要望調査について
- 日程第 26 協議事項 3 平成 25 年度の公立小学校第一学年及び第二学年の学級の児童数の基準について
- 日程第 27 その他報告事項

午前 10 時 00 分 開会

委員 長 それでは、ただ今から平成25年第 2 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。日程第 6、議案第12号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてと日程第15、議案第21号、福生市体育施設条例施行規則の一部改正についてにつきましては、関連案件のため、併せて審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号と議案第21号は併せて審議を行いたいと思います。

更に、日程についてお諮りいたします。日程第10、議案第16号と日程第11、議案第17号につきましては、人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第 8 条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第27、その他報告事項の後に審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号と議案第17号は公開しない会議とし、日程第27、その他報告事項の後に審議することといたします。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤美子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。よろしくお願ひいたします。

次に、日程第 2、教育長報告、教育長から報告願います。

教 育 長 おはようございます。立春を過ぎまして、春に着実に向かうところですが、まだまだ寒い日が続いております。本日は定例会の御出席ありがとうございます。

前回の定例会以降の状況について御報告申し上げたいと存じます。まず最初に、学校給食センターの建設候補地についてでございます。先日、施策検討委員会並びに庁議の中で市長から、建設候補地につきまして一定の結論が見えそうだと提示がございました。学校給食センターの建設については老朽化を理由に、市長、副市長、各部長で構成いたします施策検討会

にてその必要性について承認を得ていたところでございます。その後、市長からの指示を受けまして、企画財政部長を中心に建設候補地の調整会議を設置し、市内候補地の選定のための各機関との折衝を繰り返し行っていたいただきました。様々な紆余曲折があり、市長自らも東京都並びに国への機関に8回も折衝いただき、先日の庁議にて候補地の選定報告をいただいたところでございます。本日、その庁議の資料もお付けしておりますが、併せて御覧いただきたいと思います。場所につきましては、福生市大字熊川1606番地でございます。ここは、国が所管いたします用地でございます。様々な折衝の結果、今後は防災関連施設としての建設を許可されそうだとということで、平時には学校の給食調理場として位置付け、今後更に市の防災拠点施設として防衛省側との政令改正も伴うと伺っておりますので、引き続き折衝が続くこととなります。

市教育委員会といたしましては、この候補地の選定の結果を受けまして、様々な影響いたします問題の検討に入らねばならないということで、建設へ向けた検討委員会の立ち上げを、教育次長を中心に考えているところでございます。今後、検討委員会の報告を逐一させていただきます。委員の皆様のお伺いの中で、慎重な審議を経て、この建設に至るプロセスを進めてまいりたいと考えているところでございます。本日は、現段階で、小学校用の給食センターの老朽化に伴う建設ということでございますので、これ以上のことにつきましては、今後の審議によるところでございます。

続きまして、学校教育関係でございますが、新聞報道等で既に御存じかと思いますが、小学校のスクールカウンセラーの配置について、いよいよ東京都は都費による全校配置を決定いたしました。その後、本市の小中学校全校にも配置をするとのことでございます。これまで本市におきましては、小学校のスクールカウンセラーにつきましても、東京都の配置を頂きながら進めていたところでございますが、不十分だということで、市費として予算を計上いたしました。小学校3校に市費でスクールカウンセラーの配置をしてきたところでございます。これまで従事していただいていた小学校の市費のスクールカウンセラーにつきましては、予算計上をしておりますので、今後、財政当局と話をさせていただきます。何とか活用できないかということで、折衝、調整をするところでございます。

続きまして、学校ごとに開催されました研究会並びに報告会等について申し上げたいと存じます。まず、2月1日に開催いたしました第二小学校

におきます東京都教育委員会人権尊重教育推進校の発表会でございますが、委員の皆様にも御出席をいただきまして、ありがとうございました。第二小学校「共に生きようとする態度や能力を養う人権教育～さまざまな人々と関わり合う活動を通して～」というタイトルを掲げて研究を進めてまいったところでございますが、当日の授業もそうでしたけれども、様々な地域の方々をゲストティーチャーに迎え、教育の、あるいは人類の社会の原点でございます人権教育として、本市にとりましても大変価値の高い研究にまとめていただいたと評価をしているところでございます。

参加者も、北は山形から南は奄美大島から集い、336名の参加を得て研究成果を発信、共有できましたことは、福生第二小学校の教職員の取組に改めて敬意を表するとともに、子どもたちの道徳的実践力として今後生かされるよう期待するものでございます。人権教育、いじめ等につきましては、東京都の第一義的目標でもございますので、委員の皆様にも引き続き御指導方よろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、この会の運営につきまして、保護者の方々におかれましては、全面的に支援していただいております、本当に手際よく御案内をいただいております、改めて感謝を申し上げる次第でございます。また、委員の皆様にも、地域等で保護者の方々にお会いになりましたときには、是非その点についてお触れいただきますと大変ありがたいと思っております。

それから、2月9日に福生第一小学校で道徳授業地区公開講座「いのちのメッセージ」が開催されました。この道徳授業地区公開講座につきましては、委員の皆様にもこれまでも参加を頂きまして、様々に御指導いただいております。当日も平野委員長から御挨拶を頂きまして、ありがとうございました。いのちのミュージアムの代表であります鈴木共子氏を講師にお迎えし、児童や教職員、あるいは保護者、地域の皆様とともに拝聴いたしましたところでございますが、改めて命の尊厳と人生をより豊かにすることの崇高な話を頂いたと感謝を申し上げる次第でございます。すばらしい神聖な空気といいましょうか、大変真に迫る内容で、子どもたちにとっても大変意義深い機会であったと思っております。

この道徳授業地区公開講座は、道徳授業のみならず、参加した保護者や地域の方々、教職員が一堂に会して、様々に道徳授業についての意見交換をすることが大きな目標でございます。その点からしますと、今回の公開講座がすばらしく模範的であったと評価をしているところでございまして、本市がこれまで積み上げてまいりました教育課程の様々な重要施策の中で

大きな位置付けをしておりますこの道德教育の充実が伺えたと認識しているところでございます。今後も更に道德的实践力を高め、心豊かな児童・生徒の育成に向けて展開できるよう支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、市の教育研究会の報告でございます。本年度は、「自ら考え学ぶ児童・生徒の育成～小中9年間の連続性を意識して」というタイトルで発表いただいたところでございます。この日、私は都市教育長会と重なっておりましたため残念ながら出席できませんでしたが、委員の皆様には御出席を頂きましてありがとうございました。こういった研究というのは、なかなか実践的な研究ではなく、研究のための研究といったことが多いのですが、指導室からの報告によりますと大変実践性の高いもので、今後の市教育委員会が意図します小・中一貫の方向に向けながら、更なる発展をさせる内容として支援をしていきたいと考えているところでございます。

それから、今後の予定につきましてですが、2月16日に食育研究事業報告会ということで、服部栄養専門学校長の服部幸應氏を招いての報告会を実施するところでございます。委員の皆様にはお時間がございましたら是非御出席を頂きまして、御指導いただきましたら大変ありがたいと思っております。指導室を中心に、栄養教諭等の配置を頂いたこの1年間の取組については、授業等の子どもたちの学びといった部分で、とても大きな成果を得ていると私自身実感しているところでございますので、是非御覧いただくとありがたいと考えております。

それから、例年のことでございますけれども、この後に小・中学校の展覧会並びに卒業式、そして中学生の東京駅伝が調布市にございます味の素スタジアムで行われます。中学生の東京駅伝につきましては、本年度は3月20日に実施ということで、男女それぞれ午前、午後に分けてレースを行います。福生の子もたちが誇りを持って全都の子もたちと交流しつつ走っている姿は本当に感動しますので、是非これも一度御覧いただくとありがたいと思っております。聞くところによりますと、本年度は被災地から東北チームが参加するというところでございまして、中学生同士、交流が進めばと思っております。現在、福生市のチームを編成して学校の教職員によって練習会等が行われ準備を進めているところでございます。

社会教育関係でございますけれども、平成25年度の青少年海外派遣生の募集をいよいよ開始するというところで、広報紙等の掲載を考えているとこ

ろでございます。後ほど、本年度の募集要項につきまして担当課から報告をさせていただきます。

ほかには、図書館へ書籍の寄附がございました。読売センターの牛浜販売所の白倉様から2月7日に、市長へ贈呈を頂いたところでございます。翌日の新聞にも掲載されておりますが、このたび328冊の書籍ということで図書館で図書を選定にも当たっていただきまして、児童・生徒向けの書籍等が購入することができました。様々な形で福生の学校教育、社会教育へ御支援を頂いております白倉様に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

市の動向でございますけれども、平成25年度の予算案が決定をいたしまして、これから市議会へ提出するわけでございますが、後ほど、議題で意見聴取ということで来ておりますので、御審議をお願い申し上げます。

それから、本日の午後に福生市の青少年問題協議会がございまして、平野委員長にも御出席を頂きます。この中で、福生市の青少年健全育成事業計画の承認がされる予定になっておりまして、また改めまして次回にでも報告を申し上げたいと思っておりますのでございます。

第1回市議会定例会が、2月26日から3月26日までの期間で行われます。市長の施政方針演説、委員長から市教育委員会の基本的な考え方をお話しいただくことになっております。それから、先ほど申しました新年度の予算の審議をいただくということでございます。一般質問でございますけれども、今現在で9名ほどの通告を頂いているとの報告を頂いております。今回の一般質問の質問項目でございますが、給食の問題、いじめ、あるいは教育におけるソーシャルワークの問題、まちづくりの一環で進めております「わがまちの宝探し」、道德教育、小・中一貫教育についての質問を頂いているところでございまして、教育委員会として実践している内容、あるいは今後の方向性につきまして答弁をしていきたいと考えているところでございます。

それから、3月9日には教育委員会表彰を予定しておりまして、多くの福生の子どもの誇りある実践が表彰されることになっております。

最後でございますけれども、3月9日の午後には児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートがございまして、本年度で第4回を迎える運びとなります。東京都の吹奏楽コンクールで金賞をとる状況までになってきておりまして、日々の教員の頑張りが功を奏しているものと思っております。情操教育の充実として、重要なものと捉えておりますので、お時間ござい

ましたら御参加を頂けるとありがたいと思っております。

諸会議でございますが、2月13日に東京都市教育長会の定例会がございました。特別にここで御報告するような案件はなかったのですが、次年度の予算等の審議や東京都の今後の事業計画について詳細な説明を受けたところでございます。

また、東京都市町村教育委員会連合会研修会がございまして、本年度は、川崎市の医療福祉大学の佐々木正美教授によります「発達障害の正しい理解と支援」というタイトルで、専門的でしたがとてもわかりやすい話を頂いたところでございます。研修内容が、本市が進めます特別支援教育の充実と非常に重なる部分があったので、今後の特別支援教育の充実に生かしていきたいと思っております。

私からの報告は以上でございます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

質問ではありませんが、学校給食センターの建設候補地についてですが、これまでも給食センターの老朽化が問題とされておりまして、一日も早い学校給食センターの建設が望まれていたところですが、加藤市長が様々な方面に積極的に働きかけをしていただき、候補地が具体化してきたことは大変ありがたいことだと思っております。教育委員会として、今後は時代に見合った機能的な学校給食センター建設に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

福生市の教育研究会の報告会ですけれども、私も参加させていただきましたが、教育長のお話のとおり、従来にあった研究のための研究というのではなく、研究して得た成果を市内の全先生で共有しようという意気込みが見られて内容のある研究会であったと思っております。また、中学校の先生が小学校の研究を評価され、いい研究に対しては、小・中学校でスタンダード化したいという建設的な意見も賜りました。また、幾つか提案事項も頂きましたので、それについて教育委員会でも対応していけたらいいなと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第9号、福生市教育推進プラン（平成25年度～27年度）についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長　それでは、議案第9号、福生市教育推進プラン（平成25年度～27年度）について、提案理由並びに内容につきまして説明をさせていただきます。

平成25年度から27年度の福生市教育推進プランにつきましては、委員の皆様には何回かの御協議を頂きまして、このたび最終案として取りまとめましたので、本日提案をさせていただきます。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきます。この福生市教育推進プランにつきましては、福生市教育振興基本計画に基づき、短期的に取り組む推進事業の事業概要と年度別計画を掲載し、毎年度見直しを行っているものでございます。

資料の1ページをお願いいたします。ここでは推進プランの基本的な考え方を記載してございます。推進プランの位置付けの図がございしますが、長期計画である教育振興基本計画に対し、推進プランを単年度計画として位置付け、推進事業の実施、取組状況の作成、点検及び評価、そして事業の改善へと一連のサイクルで実施をいたしております。

次の2、3ページには推進事業の体系と内容について掲載をしております。4つの視点とそれぞれの視点における推進事業の内容は、教育振興基本計画で示しました4つの基本方針ごとに掲載をしております。

4ページから42ページまでが基本方針ごとの推進事業計画の一覧表となります。表の体裁でございますが、新規事業につきましては丸印、またレベルアップ事業につきましては「レ」と記載してございます。

43ページには福生市教育委員会の教育目標、44ページには教育目標を達成するための基本方針を掲載してございます。なお、前回の打合せでの御意見等も踏まえまして4カ所を修正をさせていただきましたので、その点を説明をさせていただきます。

1点目は、「ALTの指導時間数の欄」でございますが、修正前は中学校が「年40時間」とございましたが、これは「年47時間」の誤りでございまして、右側の目標値にあります中学校の「年40時間」については「年50時間」の誤りでございました。大変申しわけございません。

次に、2点目でございますが、「安全教育の推進」の欄でございますが、事業計画の概要の記述でございますが、ここに網かけでお示しましたように、「児童生徒が、危険を回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質、能力を身につけられるよう、地域との連携を図りながら安全教育を推進する」と変更させていただきました。

3点目は、「ラン&ウォーク推奨事業」の欄でございます。変更前は、

年度別計画で平成25、26、27年度の予算欄に一律「20万7,000円」の収支を入れておりましたが、ここは、平成25年度が「10万円」、平成26年度が「20万円」、平成27年度が「20万円」と訂正をさせていただいております。

4点目は、「ふっさっ子の広場事業 サポーターの充実」の欄でございます。事業計画概要欄に「事業計画概要の表現を学び、体験、交流の場の充実のため、子どもたちにさまざまな学習、さまざまな体験をさせてもらえるようにサポーターの拡充に努める」と変更をさせていただいております。変更箇所は以上でございます。

御審議いただきまして、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私からよろしいですか。「施策の成果を測る指標」ですけれども、目標値の設定は大変難しいことだと思いますが、「ふっさっ子広場の事業」の登録サポーター数の増加目標を「前年度より5%増」とあり、そして「茶室『福庵』の利用回数」、またその次の「協働による学級・講座等の実施」、「図書館資料貸出点数の増加」、「ビジネス、しごと支援のコーナーの充実」についても、「前年度比5%」とありますけれども、5%と出された根拠がございましたら説明していただきたいと思います。

生涯学習推進課長 それでは、「ふっさっ子の広場の事業」についてでございます。ここに記載されておりますのは平成23年度末の登録サポーター数でございますが、前年度の5%というのは20人でありまして、20人といえども新規に登録をお願いするのは大きな努力目標であると考えておりまして、それまでの年度の経緯も含めて5%として挙げさせていただきました。

公民館長 それでは、「茶室『福庵』の利用回数」、またその次の「協働による学級・講座等の実施」の欄でございます。目標値でございますので、できるだけ増やそうという意図で挙げておりますが、平成23年度の実績は出ているのですが、現在、まだ平成24年度中ですので実績の数値をまだ押さえていませんので、平成23年度よりも平成24年度、平成24年度よりも平成25年度へアップということで、目標数値を5%と挙げております。

図書館長 「図書館資料貸出点数の増加」でございますが、図書館を測る指標というのはいろいろとございますが、その中で安定している指標が貸出冊数ということになります。平成23年度は74万1,090件の貸出しがあったのですが、来年度はより利用を増やそうということで5%を設定させていただいております。

「ビジネス、しごと支援のコーナーの充実」でございますが、ここでは同じように貸出件数として、資料の充実に伴うところの貸出しの利用増加を見込んでいるところでございます。これが3%か10%かということもあろうかというふうに思いますが、今年度は5%と設定をさせていただいたということでございます。

委員 長 ありがとうございます。これまでの経過を踏まえて、それぞれ5%ならば可能性があるというところで設定されたと捉えてよろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

渡辺委員 今回の5%増の件ですが、例えばふっさっ子の広場は、学校から出て福庵へ行くとか、あるいは福庵でお茶をたてている方が学校へ出張するといったつながりができればいいのかなと思いました。今度ふっさっ子の広場の機構会議もあるので、そこでもお話をさせていただきますけれども、御検討なさってみてはいかがでしょうか。

委員 長 ありがとうございます。ただ今の渡辺委員の御意見も含めてこれからの会議に是非活用していただきたいと思います。施策の成果がよりはっきりわかる項目といたしますか、今後もまた検討していけたらいいなと感じております。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

加藤委員 図書館の貸出件数ですけれども、それに伴って実際利用している人数について、このプランに記載をされておりますでしょうか。

図書館長 「施策の成果を測る指標」は、貸出冊数とさせていただいておりますが、利用者人数につきましては、事務報告書等で御報告させていただいているところでございます。

加藤委員 図書館へ行くと高齢の方が増えているのかなと感じるのですが、小・中・高生の利用傾向も含めて、利用者の年齢割合が記載されているとありがたいと思います。

図書館長 今公表しているところは、幼児、小学生、中学生、15歳以上という形で数字を出しているところでございますが、その辺が統計上処理できるかどうかという問題もございますので、少し検討させていただければと思います。

委員 長 ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は原案の一部修正をもちまして可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案の一部修正をもちまして可決することといたします。

次に、日程第4、議案第10号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第10号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容を説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対して意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

改正理由でございますが、東京都の最低賃金が平成24年10月1日から改正されたことに伴い、パートタイマー賃金について、時間額が850円に改正をしたところでございますが、これにより時間額で定めております嘱託員の報酬との差が少なくなっておりますことから、見直しをいたしまして、報酬額の改定をしようとするものでございます。

内容につきましては、非常勤の特別職の職員の報酬の額でございますが、時間額につきましては、一般事務職員が930円を970円に、そのうち特別な技能を有する場合は1,240円から1,360円に、学校事務嘱託員は1,240円を1,290円に、また図書館嘱託員につきましては1,080円を1,120円に改定しようとするものでございます。

なお、これらの改定に係る嘱託員の実際の配置状況でございますが、平成25年2月現在、一般事務嘱託員として27人、特別な技能を有する場合は1人、学校事務嘱託員が10人、図書館嘱託員が16人でございます。

以上で説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第10号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第11号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第11号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容を説明いたします。

提案理由でございますが、先ほどの議案第4号と同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対して意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

改正の理由でございますが、このたび新教育長の就任に際しまして、市外から通勤をされる点から、通勤手当に関する規定を追加するものでございます。また同時に、市長、副市長の通勤手当の支給につきましても、他市等の状況も調査し、同様に追加する条例を上程いたしているところでございます。

新旧対照表をお願いいたします。条例第3条では、表題を「期末手当」から「手当」に変更し、また現行で「給料のほか期末手当」とある部分に通勤手当に関する規定を追加する改正でございます。また、3項として、通勤手当の額は福生市の一般職の職員の例による規定の追加、6条の給与支給方法等については、通勤手当に関する規定を追加する改正でございます。

以上で説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

委員 長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。今まで、たまたま市内の方が教育長を務めることが多かったのですけれども、通勤手当については、市内、市外であれ、条例の中に組み込むべきものだったのでしょうか。

庶務課長 今まで市の判断により載せてございませんでしたが、今回は市外の方ということで市が判断をしたということでございます。

委員 長 載せていなくても、条例として欠けていたということではないのですね。ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり同意することといたします。

次に、先ほど、日程についてお諮りいたしました日程第6、議案第12号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてと日程第15、議案第21号、福生市体育施設条例施行規則の一部改正についてを併せて審議を行いたいと思います。スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長 日程第6、議案第12号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてと、日程第15、議案第21号、福生市体育施設条例施行規則の一部改正について説明いたします。

まず、議案第12号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められているので、本議案を提出するものでございます。

提案理由でございますが、市民サービスの向上を図るため、福生市営競技場及び福生市営武蔵野台テニスコートの開場時間を延長するとともに、指定管理者による管理に関する規定を整備したいので、本条例を改正するものでございます。

改正する条例の内容は、新旧対照表をもって説明させていただきます。第17条を第21条とし、第16条の次に指定管理者に係る次の4条を加えます。第17条第1項は、教育委員会が体育施設の管理運営上必要があると認めるとき、指定管理者に体育施設の管理を行わせることができるとし、指定管理者による管理を定めたものでございます。

第17条第2項は、指定管理者が行う4つの基本的業務について定めたものでございます。

第18条は、指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則、その他委員会の定めるところに従い、体育施設の管理を行わなければならないとする、指定管理者が行う管理の基準を定めたものでございます。

第19条は、体育施設を指定管理者が管理をする場合の指定管理者に関する読替えの規定で、条例の規定中の示した用語を指定管理者と読み替えるものでございます。

第20条第1項は、同じく読替えの規定で、条例の規定中及び別表第3の規定中の使用料を利用料金に読み替えるものです。第2項は、指定管理者が管理する体育施設を使用する者は指定管理者に利用料金を納付することを定めたものです。第3項は、利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制を定めたものでございます。第4項は、利用料金の額は条例第8条第1項に規定する額の範囲内とし、教育委員会の承認を得て定めるものとする、利用料金の上限を定めた規定でございます。

次に、福生市営競技場及び武蔵野台テニスコートの開場時間の延長に伴う改正で、別表第2中の開場時間の欄、第1項を削除し、第2項を繰り上げ、第1項とし、福生市営競技場及び武蔵野台テニスコートを加え、通年開場を実施するものでございます。

なお、附則として、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で福生市体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願いいたします。

次に、福生市体育施設条例施行規則の一部改正について、提案理由並びにその内容について説明いたします。

提案理由は、福生市営プールの管理及び運営について指定管理者制度を導入するため、本規則を改正するものでございます。

改正の内容につきまして説明いたします。第7条を第8条とし、第6条の後に1条を加え、第7条といたします。第7条は、指定管理者に管理を行わせる場合の読替えの規定で、表中、左欄に掲げる規定中にあります中欄の字句をそれぞれ同表右欄の字句に読み替えようとするものでございます。また、別記様式の字句も併せまして改正をいたそうとするものでございます。

なお、附則につきましては、第1項は、この規則は平成25年4月1日より施行しようとするものでございます。附則の第2項は経過措置で、現行の様式は当分の間、所要の修正を加えて使用することができるものとするものでございます。

大変雑ばくな説明ではありますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

初めに、議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第12号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり同意することといたします。

次に、議案第21号について質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、議案第13号、平成24年度福生市一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第13号、平成24年度福生市一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容を説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められたので、本議案を提出するものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,785万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を228億8,607万1,000円と定めるものでございます。

次に、教育委員会が所管または関係する予算でございますが、歳入で、17款 寄附金、1項 寄附金、1目 まちづくり寄附金の補正額521万1,000円のうち、まちづくり寄附金の欄、説明欄3、教育寄附金で471万1,000円がでございます。これは、市民お二人の方から465万1,000円と6万円の寄附があったものでございます。

次に、歳出でございますが、10款 教育費、5項 社会教育費、6目 地域会館管理費で、歳出額の補正はございませんが、財源内訳を変更するも

のでございます。これは、わかぎり会館改良事業の財源で、国庫支出金で特定防衛施設周辺整備調整交付金を当初充当額1億4,400万円から200万円を減額し、また都支出金の市町村総合交付金200万円を充当するものでございまして、教育費以外の事業を含めまして、建設工事の額が確定したことなどによりまして、全体で財源の調整を行ったための変更でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

教育寄附金471万1,000円とありましたが、福生の教育のために多額な御寄附をいただいたことについて、本当にありがたいと思っております。お二人の方の御厚情を損なわないような、また喜んでいただけるような使い道を是非一緒に考えていきたいと思っております。

ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案第14号、平成25年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。次長より内容説明をお願いいたします。

教育次長 議案第14号、平成25年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められたので、本議案を提出するものでございます。

予算書の写しにつきましては、別冊でお配りさせていただいておりますが、ボリュームもございまして、大変恐縮ではございますが、ここに資料がございまして、その資料によりまして概要を御説明させていただきます。

平成25年度当初予算についてでございますが、まず予算規模でございます。初めに一般会計でございますが、一般会計につきましては、平成25年

度217億3,000万円、前年度と比較いたしまして3億4,700万円の減、率で1.6%の減でございます。このうち教育費につきましては22億2,741万1,000円で、一般会計全体に占める割合は10.2%でございます。また、前年度との比較では1億8,978万5,000円、率で7.9%の減でございます。

なお、教育費を学校教育関係と社会教育関係とに分けますと、ここにありまうように、学校教育関係が12億4,417万9,000円、教育費の中での構成比といたしますと55.9%、社会教育関係が9億8,323万2,000円、構成比は44.1%でございます。

次に、増減理由でございます。一般会計全体から申し上げますと、資料にございませうように、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金と保育所運営委託事業が増となっておりませうが、牛浜駅自由通路整備事業、すみれ保育園建設費補助金とわかざり会館改良事業などが減となつたことにより、全体として減となっておりませう。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金につきましては、いわゆる9条交付金と言われておりませう防衛省からの交付金でございませうて、一旦基金に積み込み、次年度以降の事業に充当しようとうするものでございませうが、今後、給食センターを建設する際にはその建設費等に充当を予定してございませう。また、保育所運営委託事業は、すみれ保育園が民営化されることに伴う増でございませう。一方、減となつた項目につきましては、それぞれ事業の終了に伴うものでございませう。

次に、教育費でございませうが、来年度予定をしておりませう第一中学校便所改良事業とさくら会館外壁改良事業に伴う増がございませうが、今年度実施をいたしまつたわかざり会館改良事業、第三中学校通級指導学級設置事業や中央図書館外壁等改良事業などが終了したことに伴う減により、教育費全体では減となっておりませう。

次の資料をお願いいたします。こちらは、歳入のうち教育関係の主なものを記載させていただきます。

まず、教育使用料につきましては、予算額3,943万5,000円、前年度比340万7,000円、8.0%の減でございませう。説明欄を御覧いただきますと、主なものといたしまつて、公民館使用料等を記載しておりませう。

なお、括弧内の数字につきましては前年度との比較額でございませう。その中で、市営プール使用料がゼロとなつておりませうと思ひませうが、前年度比でも356万9,000円の減となつたことなどによりませうて、教育使用料全体として8.0%の減となつておりませう。

なお、ゼロとなった理由でございますが、来年度から市営プールに指定管理者制度を導入する予定でございますが、指定管理者制度が導入されますと、その使用料は指定管理者が直接収入することになり、市の歳入としては入ってまいりませんので、ゼロとなっております。

次に、教育費国庫補助金につきましては、前年度比1,279万1,000円、103.9%の増でございますが、これは来年度予定をしております第一中学校校便所改良事業に対する補助金の増が主な要因でございます。

次に、特定防衛施設周辺整備調整交付金ですが、これは先ほどもございましたいわゆる9条交付金でございますが、このうち教育関係ではわかたけ会館改良事業に1,100万円を充当いたします。

次に、総務費都補助金、3節の市町村総合交付金でございますが、この交付金の目的でございますが、多摩地域の市町村の自主性、自立性の向上を促進し、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図る目的で交付されるものでございますが、教育関係では、各小中学校教科用消耗品等購入費、第一中学校校便所改良事業や中学校昼食対策事業ほか10事業に充当いたします。

次に、総務費都補助金の4節でございます。緊急雇用創出事業臨時特例補助金でございますが、緊急雇用創出事業は国の緊急経済対策として始められた事業で、平成21年度から国の交付金をもとにいたしまして、都道府県が基金を創設し、その基金から10割補助で諸事業を実施してまいりました。来年度につきましては、教育関係では、学校図書館蔵書データ作成委託料に1,726万7,000円を充当いたします。

次に、教育費都補助金でございますが、前年度比410万8,000円、率で8.8%の減でございます。減の要因といたしますと、説明欄の一番下でございます緑の学び舎づくり実証実験事業補助金の減などによるものでございます。この補助金につきましては、学校の校庭の一部芝生化に伴う補助金でございますが、今年度は第一小学校と第三小学校で実施をいたしました。来年度は第六小学校の1校のみであるため、減となっております。

最後に、教育費委託金につきましては、前年度比6万6,000円の増となっており、金額的に大きな変化はございませんが、コアサイエンスティーチャー活用事業委託金と人権尊重教育推進事業委託金は、事業の終了に伴い、減となっております。一方、教職員研修等事務費委託金が68万円の増となっておりますが、来年度につきましては、福生市が西多摩と島嶼地区の初任者研修の幹事市となるため、そのための委託経費が増となったもの

でございます。

次に、歳出の主要事業の資料一覧でございますが、教育関係の主な事業を新規、レベルアップ、縮小、廃止事業に分けて記載させていただきましたが、こちらにつきましては、以前にも御説明申し上げており、事業概要もでございますので、説明につきましては省略させていただきます。

以上、大変雑ぱくでございますが、教育費の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第9、議案第15号、委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理による決定の承認についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第15号、委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理による決定の承認について、提案理由及び内容について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、平成25年度からの教育委員会事務局及び学校、その他の教育機関の職員の課長補佐以下職員の任命、その他進退を行うことについて、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めらるものでございます。

内容でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、事務局職員についての任命に当たっては、基本として教育委員会の権限で行い、その同意をもって行うとなっております。管理職につきましては、一つ一つ市長から同意案件として教育委員会に提案がなされているところでございますが、本来は課長補佐以下の職員についても同様に提案がなされなければいけないこととなります。

しかし、その都度臨時の教育委員会にお諮りをしなければならない事態が生じまして、人事異動が相当難しい局面になります。そのような意味から、課長補佐以下の職員の人事異動に關しましては、教育長が臨時代理として市長部局との調整等々を行い、結果について御報告をさせていただくということをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第18号、福生市修学旅行等補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第12、議案第18号、福生市修学旅行等補助金交付要綱の制定について、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市公立学校が実施いたします修学旅行、移動教室及び特別支援学級宿泊学習に参加する児童または生徒の保護者に対しまして、その経費の一部を補助する手続に關して必要な事項を定めたいので、本要綱を制定する必要があるため、提案いたそうとするものでございます。

その内容につきましては、第1条で、福生市公立学校が実施いたします修学旅行、移動教室、特別支援学級宿泊学習に参加する児童・生徒の保護者に対し、その経費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的として規定しております。第2条では、補助金の交付対象者は児童等の保護者とし、収入要件等はなく、参加した児童・生徒全員が対象となります。第3条で補助金の額ですが、資料の別表のとおり、小学校の移動教室には1人当たり7,500円、中学校の修学旅行につきましては1万5,300円、中学校の移動教室には1人当たり6,900円、そして特別支援学級の宿泊学習には1人当たり5,000円の補助金を交付するものでございます。第4条で、その申請でございますが、児童等の在籍校の校長を経由して市長に申請をすること、第5条では、申請を受けた市が交付決定

をし、通知することを定めております。第6条では、事業実施後の実績報告の義務について、第7条では、実績報告をもとに補助金額を決定すること、第8条で決定した金額の支払い等についてそれぞれ規定しております。また、必要があると認められるときには概算払いをすることができるということも規定しております。第9条では、補助金の取消し等について、第10条で補助金の申請等の手続につきまして、代理人選任届により校長に委任できるとしております。第11条で、その他必要な事項につきましては、福生市補助金等交付規則の定めるところによることとしておりまして、附則といたしまして、この要綱は平成25年4月1日から施行することとしております。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これまでも修学旅行の補助金等の交付はあったと思いますが、これまではどういう規則があったのでしょうか。

参事 これまで内規により行っておりまして、申請から交付までの一連の手続について、福生市が定めております補助金等交付規則にのっとり、取扱いの基準や事務処理方法等を明確にして、適正な事務執行を図るために本要綱を提案したものでございます。

委員長 これまで内規で行われていたものを、きちんと要綱としてまとめられたということですね。

ほかに質疑ございますか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第19号、福生市通学援助費支給事業実施要綱の制定についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第13、議案第19号、福生市通学援助費支給事業実施要綱の制定につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市公立学校の特別支援学級等に公共交通機関を利用して通学する児童または生徒の保護者に対し、その経費を支給する手続に関して必要な事項を定めたいので、本要綱を制定する必要がある

るため、提案するものでございます。

内容につきましては、第1条の本要綱の目的につきましては、先ほど、提案理由で述べたとおりでございます。第2条では、様々な用語の定義を規定いたしております。そして、第3条で支給対象者を固定学級、現在、福生第一小学校、福生第二小学校、福生第一中学校に設置しております。続いて、通級指導学級につきましては、福生第三小学校、福生第五小学校、第六小学校、福生第二中学校、そして本年4月に開級を予定しております福生第三中学校が該当いたします。そして更に、福生第一小学校に設置しております日本語学級又は適応支援室に通級する際に公共交通機関を利用して通学する児童等の保護者とし、従前の特別支援学級の固定学級のみから拡充をいたしております。第4条の支給額につきましては、資料の別表で定めておりますが、毎日通うことが前提となっております固定学級、適応支援室の児童等は6カ月定期券の額を支給いたします。週に何日かのみ通う通級指導学級や日本語学級の児童等につきましては、1回当たりの往復の運賃に通級した日数を掛けた額を支給いたします。また、別表の備考では、学区内から通学者や指定校変更によりまして設置校へ通学している児童等は対象外としております。続いて、第5条では申請方法について、そして第6条では支給の決定及びその通知について、第7条では請求と支給の時期を規定しております。第8条では、虚偽があったときの支給の取消しについて規定しております。第9条では委任について、第10条では、この要綱に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定めるとし、附則といたしましては、この要綱は平成25年4月1日から施行するとしております。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第20号、福生市理科支援員配置要綱の一部改正に

ついてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 日程第14、議案第20号、福生市理科支援員配置要綱の一部改正について、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

提案理由でございますが、理数教育の充実を図るため配置いたします理科支援員に関しまして、新たに小学校にも配置いたそうとするため、本要綱を改正する必要があることから、提案するものでございます。

その内容につきましては、現行の要綱の第1条及び第2条に小学校を加えるものであります。小学校におきます理科支援員の配置実数でございますが、小学校5、6年生の理科の授業において各学級年間20時間程度を予定しております。

本要綱でございますが、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第16、議案第22号、福生市立学校における人事給与パソコン入力支援システム及び非常勤職員情報提供システム運用管理要領の制定についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参 事 日程第16、議案第22号、福生市立学校における人事給与パソコン入力支援システム及び非常勤職員情報提供システム運用管理要領の制定について、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

提案理由でございますが、インターネット回線を使用することによります福生市立学校における電子計算組織と東京都の電子計算組織との間における人事給与パソコン入力支援システム及び非常勤職員情報提供システムの円滑な運用及び適正な管理に関しまして必要な事項を定めたいので、本要領を制定する必要があることから、提案いたそうとするものでございます。

その内容につきましては、第1条の目的は、インターネット回線を使用することにより、福生市立学校における電子計算組織と東京都の電子計算組織との間における人事給与パソコン入力支援システム及び非常勤職員情報システムの運用について必要な事項を定め、円滑な運用及び適正な管理を行うことであります。第2条の第1項では、人事給与等システム管理者を置くこと、そして第2号では、管理者は委員会参事兼指導室長事務取扱をもって充てること、そして第3号では、管理者は人事給与等システムに関して総括的な権限を有することをそれぞれ規定しております。第3条で、人事給与等システム利用者は校長または副校長と限定をし、第4条で別記様式第1号及び第2号による利用の手続につきまして、そして第5条では利用の停止について、第6条で、情報の取扱いについては、福生市情報セキュリティ規則及び福生市情報セキュリティ対策基準の規定により、情報の正確性の保持、情報の漏えい、紛失、毀損の防止に努めることといたしております。第7条では、この要領に定めるもののほか必要な事項は委員会参事が別に定めるとしてあります。

附則といたしまして、この要領は本日2月15日の教育委員会定例会での御決定を頂戴した後、施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

表記についてお伺いしたいと思います。表題では「福生市立学校における……」と書いてあり、次の日程第17、議案第23号の表題では「福生市公立学校の……」とあります。この「福生市立学校」と「福生市公立学校」の表記の違いを教えてください。

参事 まず、この要綱の制定でございますが、総務課法制総務係に見ていただいておりますが、実は要綱によっては部分的に「福生市公立学校」と「福生市立学校」という形で表記しているものが若干混在しております。次の日程第17、議案第23号「福生市公立学校の『災害給付オンライン請求システム』の利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合について（諮問）について」は、市の情報の様々な規定について「福生市立学校」との表記がございましたので、こちらを使っておるところであります。混在している点については、今後改正する必要があるかと認識しておるところであります。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第22号は原案とおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第17、議案第23号、福生市公立学校の「災害給付オンライン請求システム」の利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合について(諮問)を議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第17、議案第23号、福生市公立学校の「災害給付オンライン請求システム」の利用に伴う電子計算組織の通信回線による結合についての諮問につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

提案理由でございますが、福生市公立学校及び教育委員会事務局におきます災害救済給付の申請事務において、独立行政法人日本スポーツ振興センターの電子計算組織にインターネット回線を用いて結合を行うことについて、別紙のとおり福生市個人情報保護審議会に諮問いたしたいので、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、現在、福生市の小・中学校では、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っております災害給付制度に加入をしておりますが、これは、学校管理下におきます児童・生徒等の災害が発生した際には、医療費、障害、死亡見舞金の給付を受けられる法的な救済給付制度でございます。全国の義務教育諸学校で幅広く利用されております。

現行の事務処理の流れですが、障害給付の請求手続はこれまで紙ベースによる書類の作成、提出、審査を行ってまいりましたが、これを一連の事務をシステム化し、入力画面に従って入力し、自動作成できるようにするものであります。このオンラインシステムを利用した事務を行うことで、設置者、学校等の作業の簡略化が図られ、その結果、給付金の支給まで2カ月程度かかっていたのが、およそ20日間程度に短縮が見込まれるものでございます。

なお、個人情報の保護措置といたしましては、インターネットにより情報を送受信する際の情報の暗号化、定期的なパスワードの変更等を行い、適正な使用となるように今後指導してまいりたいと存じております。

以上、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり諮問することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり諮問することといたします。

次に、日程第18、報告第7号、小1問題・中1ギャップの予防・解決のための効果検証調査結果についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 日程第18、報告第7号、小1問題・中1ギャップの予防・解決のための効果検証調査結果につきまして御報告をいたします。

本年1月に実施しました調査結果について御報告をいたします。

まず、平成24年度の第4回小学校第1学年及び第2学年児童の不適応状況と考えられる具体的な行動に関わる調査の概要及び結果考察を報告いたします。本調査は、校長が第1、第2学年の各学級を観察し、調査項目に該当する児童の状況を調査用紙に回答するものでありまして、今回は第1回から第4回までの調査結果を並べ、比較をいたしております。

調査結果概要の1、第1学年における本調査結果の比較でございますけれども、「授業中に勝手に教室の中を立ち歩く児童」や「授業中に教師が指示した作業などに取り組まず何もしない児童」などの調査項目に対しまして、該当する児童がいると回答した学級の増減について、教師の様々な働きかけによりまして改善が見られる場合もございました。

調査結果概要の2、第2学年における本調査結果の比較でございますけれども、ほとんどの調査項目において、該当する児童がいると回答があった学級数は、第2回の調査時が最も多く、その後の調査ではおおむね減少しております。また、不適応の行動が見られる児童につきましては、いる場合には、それぞれの学級で1名から数名程度でありまして、どの児童も教師がその場から、または児童のそばに行くと声をかけると、児童の態度に一定の改善が見られるということでございます。

次に、中1ギャップの予防解決のための効果検証調査結果について、中学校第1学年の学校生活の状況に関する調査、第2回概要結果考察を御報告いたします。本調査は、生徒の中学校生活に対する不安や悩みについて、入学前と入学3カ月後、そして入学9カ月後につきまして、生徒一人一人

に質問し、調査票に回答するものでございます。調査対象につきましては、平成24年度における加配措置校と福生市が任意に抽出しました抽出校の第1学年の1学級を対象としております。なお、第1回と第2回の調査は同一の学級で実施をしております。

調査結果概要の1は、平成24年度における加配措置校と抽出校の比較でございます。こちらは、平成24年度における加配措置校であります福生第三中学校と市が任意に抽出いたしました中学校とを比較分析をしております。

調査結果概要の2でございますけれども、こちらは平成23年度と平成24年度におきます加配措置校の比較でございます。こちらは、平成23年度及び平成24年度におきます加配措置校を比較分析したものになります。平成23年度の加配措置校は福生第二中学校で、38人学級によりまして、1学級の人数の規模を縮小しております。なお、ここに掲載されております結果は昨年度本調査を実施したときのものでございます。

平成24年度の加配措置校は福生第三中学校で、1学年3学級になりまして、学級規模を縮小せず、チームティーチングによりまして複数担任制を導入した学校でございます。入学前と入学9カ月後を比較いたしますと、例えば勉強に対する不安や悩みの理由は、入学前は勉強の内容が難しくなるのではないかという不安でありましたが、入学9カ月後には、定期テストの結果、あるいは通知表に対する悩みが多くなっているといった変化が見られます。その概要のまとめにつきましては、それぞれ四角枠の中にございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

委員長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

渡辺委員

中学校の調査ですけれども、調査対象につきましては、平成24年度における加配措置校と福生市が任意に抽出しました抽出校の第1学年の1学級を対象としていたしましたが、福生市は3校しかないので、どうせなら全校調査したらどうかと感じました。

主

幹

この調査につきましては、加配措置校についてはその学校を調査するというので、抽出校については市から1校ということになっておりますので、要するに学校数の大小にかかわらず抽出ということになっております。

委員長

これは、東京都へ報告するもので、抽出校については市から1校ということになっていると思っておりますが、渡辺委員のとおり、市内中学校は3校し

かないので、全校調査をして傾向を見るというのもいいかと思います。

それから、ここの数値等では見えてこないのですけれども、なかなか改善されないクラスもあるようですが、これは子どもたち自身に問題があるのか、先生方の指導方法に工夫が足りないのか、その辺りはいかがでしょうか。

参事 これは現象面でどうかという調査で、ではそれがどういった原因に起因しているかというのはまさに様々な部分で、委員長が御指摘のとおり、その子自身の問題もあれば、担任としての学級経営としてどうなのだという部分もあろうかと思います。ただ、これを踏まえて各学校では様々な生活指導等について情報交換をして、できるだけ担任が一人に対応するのではなく、特に中学校については学年の対応等がございますので、それについては個々細かに対応していくといったところです。ただ、この調査で更にその理由等についてまでの深い調査ではありませんので、それはまた別に各学校の健全育成上の問題等を教育相談部会であるとか、生活指導部会であるとか、あるいは学年会等でその子一人一人のケースを確認していくといったところで、徐々にではありますが、落ちついた授業は各学校できていると思いますので、多少なりとも改善はされているかと認識しているところであります。

委員長 各学校が落ちついてきているというのは私たちも十分承知しているところですが、この調査は平成24年度で何年目になりますでしょうか。

主幹 東京都の小1問題、中1ギャップ加配がスタートしたのが今回で3年目になります。途中、小学校1学年、2学年については、国の法律の改正、それから加配措置はしておりますので、今年度は中学校のみの適応で、39人から始まって38人、そして今年度37人学級での対応となっております。後ほど、中学校のその後の学級規模の縮小等についてお話しできればと思います。

委員長 東京都とすれば、少人数学級への移行のための調査と考えればよろしいのですか。

主幹 もちろん教員を1人配置するには相当の費用がかかりますので、費用対効果といいますが、効果検証ということでこの調査は重要な意味を持っているかと認識をしています。

委員長 この調査をもとにした東京都からの調査結果に期待したいと思います。

加藤委員 このような調査というのは、数年間といった長い目で経過を見ていかないと成果というのは出てこないかと思います。とりあえず、この表を見る

と、小学校は2学年が大分落ち着いてきたのかなと思いました。中学校は、学習面ではあまり成果は出ていないのですけれども、交友関係では成果が出てきているのかなと感じました。

委員長 ほかには質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第7号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第7号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第19、報告第8号、福生市特別支援教育センター(仮称)開設検討委員会についてを議題といたします。教育センター主幹より内容説明をお願いいたします。

教育センター主幹 それでは、日程第19、報告第8号、福生市特別支援教育センター(仮称)開設検討委員会について報告いたします。

福生市特別支援教育推進計画第二次計画に基づき、福生市における特別支援教育に係る事業や教育相談等の機能を所管し、特別支援教育の充実と発展を図ることを目的とする福生市特別支援教育センター(仮称)の開設に向けた検討委員会の設置について報告をいたします。

資料の「福生市特別支援教育センター(仮称)開設検討委員会設置要領」をお願いいたします。第1条、設置でございますが、特別支援教育センターの設置目的を挙げてございます。第2条では、検討委員会所掌事項を、第3条では組織についてでございますが、これにつきましては別表を御覧いただきたいと存じます。検討委員会の構成委員でございますが、教育委員会事務局からは、小・中学校の事務を所管しております指導室とその施設の維持管理をしております庶務課が、子ども家庭部からは、幼稚園、保育園を所管しております子ども育成課、子ども家庭支援センターの所管でございます子育て支援課、福祉保健部からは、障害に関する事務をしております障害福祉課、母子保健に関する事業を実施し、保健センターを所管しております健康課の職員をもって構成をしております。また、筑波大学大学院教授の大六一志先生に顧問をお願いいたしまして、御意見を伺いながら、子どもに関わる関係課で連携をしながら検討していく予定でございます。

第4条、任期でございますが、委嘱の日から平成26年3月末日とし、第5

条、会議でございますが、第2項に、検討委員会が必要と認めるときは委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができることとしております。第6条、庶務でございますが、検討委員会の庶務は指導室において処理をいたします。

特別支援教育センター（仮称）の開設によりまして、教育相談や就学相談、学校適応支援室への支援も併せて、特別支援教育の機能を集中し、子どもに関わる課と連携をしながら、特別な支援を要する児童・生徒について、就学前から中学卒業までの長期にわたるきめ細かい支援、指導を行っていくことができると考えております。特に幼稚園、保育園等の就学前機関との連携を深め、発達障害の傾向のある幼児の早期発見、早期支援につなげることは、小1問題等、学校不適應の減少にもつながると考えております。

平成25年2月15日には、第1回福生市特別支援教育センター（仮称）開設検討委員会が開催され、関係各課から特別支援教育に係る現状や課題について意見交換が行われました。今後日程を調整し、最低月1回の割合で子どもに関わる関係課と協議を行う中で、特別支援教育センター、この名称も含めまして、施設、整備や機能等について、また子ども家庭部、福祉保健部との連携のあり方について検討をまいります。

以上、報告とさせていただきます。

- 委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 加藤委員 顧問の大六一志先生の、専攻を教えてください。
- 教育センター主幹 特別支援教育が専門でございます。
- 委員長 これまでも福生市の特別支援教育にかかわってくださっている先生ですね。
- 教育センター主幹 福生市特別支援教育推進計画第二次計画の策定に当たりましても御尽力いただきました。
- 加藤委員 その計画には、いつから関わっていただいているのでしょうか。
- 教育センター主幹 平成23年度からでございます。
- 徳永委員 検討委員会に関心があるのですが、会議の内容は、会議録等で拝見することはできるのでしょうか。
- 教育センター主幹 会議録につきましては、逐次報告をさせていただきます。
- 委員長 これは、今度定例会にかけて可決するものですか。
- 教育センター主幹 訂正をさせていただきます。11日に開催されましたのは、検討委員会ではなくて検討委員会開催前の準備委員会でございます。今日のこの定

例会をもちまして、この要領をお認めいただければと思います。

委員長 そうすると、この要領の施行期日というのは本日ということですか。わかりました。

ほかに質疑ございますでしょうか。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

委員長 再開いたします。

庶務課長。

庶務課長 ただ今報告第8号として福生市特別支援教育センター（仮称）開設検討委員会についてを御協議いただいていたところでございますが、それに伴う98ページの福生市特別支援教育センター（仮称）開設検討委員会設置要領につきましては、こちらは議案として改めて御審議いただく必要があるかと思っておりますので、本日追加議案として、議案第24号として、福生市特別支援教育センター（仮称）開設検討委員会設置要領の制定についてとして提案をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

みなさんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第20、報告第9号、福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会での検討事項についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主 幹 それでは、日程第20、報告第9号、福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会での検討事項について報告いたします。

平成27年3月策定予定の福生市特別支援教育推進計画第三次計画に向けた福生市特別支援教育推進計画第二次計画推進委員会での検討事項につきまして報告をいたします。

資料にございます第2章、福生市特別支援教育推進計画第二次計画の内

容及び第3章指導編につきましては、それぞれ福生市特別支援教育推進計画第二次計画におきます章立てにのっとお示しをしております。その中で、ゴシック体で示しました項目が今年度特に時間をかけて検討いたしましたところがございます。

まず、就学相談担当者の幼稚園、保育園巡回等、今後の就学相談のあり方についてです。今年度より、年3回の特別支援教育連絡協議会を充実させ、その中で幼稚園、保育園からの要請もあり、教育相談室から就学相談員が年2回、各幼稚園、保育園を巡回してお子さんの様子を見学しております。その上で、対象となるお子さんにつきまして就学支援委員会を開催しているところです。その就学相談の流れにつきまして、保護者向けにわかりやすくまとめたものが資料1にございます。

次に、福生第三中学校通級指導学級、情緒障害等の開設に向けてです。本学級は平成25年度に開設となりますが、本年1月24日にその開設に向けた保護者等対象の説明会を開催いたしました。その説明会につきまして、次の資料2の平成25年度福生第三中学校通級指導学級、情緒障害等の開設に向けた説明会次第としてお示しをいたしました。当日保護者9名を含む12名が参加し、本学級の概要等の説明を受けた後、小出校長の御案内による施設見学をいたしました。事前に本市特別支援学級の先生方から多数いただいた建設的な御意見を最大限に生かしまして、大変機能的で温かい空間を有する施設となっております。

次に、資料3でございますが、特別支援教育連絡協議会の充実につきまして、中学校区におきます協議事項といたしましてお示ししております。この会は、幼稚園、保育園の園長先生方、小・中学校特別支援教育コーディネーターの方々による話し合いの場となっております。この連絡会の第2回及び第3回におきまして、中学校区ごとに対象の幼稚園、保育園、小・中学校で分かれまして、ここがございます主として4点について協議を深め、お互いに共通理解を深めることができました。

最後に、資料4でございますが、福生第二中学校区での小・中が連携した取組についてでございます。本市では、今年度より各学校で特別な支援を要する児童・生徒につきまして、長期的な視点で乳幼児期から中学校の卒業まで一貫して的確な教育支援を行うために、できることから保護者とともに個別の教育支援計画を作成し、在学期間はもとより、進学先にも確実に引き継ぐことといたしております。この資料4の「個別の教育支援計画（平成24年度）見本」は、今年度福生第六小学校の特別支援教育コー

ディネーターからの提案によりまして、福生第二中学校区の小学校3校で同じ形式の個別の教育支援計画を作成し、主な進学先であります福生第二中学校に引き継ごうとするものの見本でございます。現在第二中学校区以外の小学校でもこの形式を活用しようという試みが始まっておりまして、来年度以降、本計画を活用し、対象となる児童・生徒への支援を一層手厚く行ってまいりたいと存じます。

なお、来年度も年度当初よりこの委員会につきましては再開いたしまして、引き続き福生市特別支援教育推進計画第三次計画に向けた検討を行うとともに、その内容を特別支援教育センター（仮称）開設検討委員会での協議事項にも反映をさせてまいります。

御報告は以上でございます。

- 委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
- 教育長 今報告があったのは、あくまでも平成24年度にこの委員会において検討してきたという報告ですが、平成27年3月に福生市特別支援教育推進計画第三次計画を作るに当たり、平成25年度には何を検討するのかというのが見えたほうがいかなと思うのですが、いかがでしょうか。
- 主 幹 第三次計画は平成27年度からでございます。平成26年度はその策定の年になります。したがって、平成25年度につきましては引き続きの協議検討を行ってまいります。特に今年度、御協議がなされたことに付け加えまして、東京都でもモデル事業を始めております特別支援教室構想を、これを福生市でどうしていくかといったことを含めてまた協議を継続いたしますが、その内容につきましては、特別支援教育センター（仮称）開設検討委員会にもリンクしてまいりますので、そちらにも反映できる、つまり特別支援教育センター開設に向けた内容等も検討してまいります。
- 教育長 資料1に「就学相談の流れ」が出ていますが、この相談の流れというのは最も重要なところかと思っておりますので、これについて不足している部分、それに関連して、次の報告事項の「平成25年度福生第三中学校通級指導学級（情緒障害等）の開設について」の資料中にも、通級についての流れを示した「通級についての相談・手順」が示されていますけれども、これについて不足している部分等についてもきちんと議論してよりよいものにしていかなければいけないと思っております。これでよしとせず、常に進化させていなければならない部分ですから、是非その辺も併せて第三次計画に反映できるように御検討いただくようお願いいたします。できれば事

前の検討スケジュールというものを示していただけるとありがたいですね。
主 幹 スケジュール等を組んでまたお示しをしたいと思います。

加藤委員 今までは小学校に進学してからそういうようなことが含まれていたと思うのですが、今回は幼稚園、保育園といった子どもを対象にしてきたということはとても良いことだと思いました。時期が早ければ早いほど、対応した教育をしていくことは大事なのではないかと思います。

主 幹 加藤委員のおっしゃるとおりでございますが、仮称でございますが、特別支援教育センターの開設に向けて、当然これから考えていくこととなります。先ほどの説明にもございました幼・保・小・中の連携、他課との連携も必要となりますので、平成25年度におきましては、この振り返りのための推進委員会のメンバーといたしまして、幼稚園、保育園の園長先生、また子ども家庭支援センターの職員にも入っていただきまして、検討を深めていきたいと考えております。

委員 長 よろしいでしょうか。
暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

委員 長 それでは、休憩を解きます。
一つ御訂正をお願いいたします。報告資料9号となっておりますが、これを8号に御訂正をお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第8号は、教育長並びに各委員の御意見も出ましたけれども、その御意見をもとに更なる御検討を頂くということを含めまして報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御意義なしと認めます。よって、報告第8号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第21、報告第9号、平成25年度福生第三中学校通級指導学級(情緒障害等)の開設についてを議題といたします。教育センター主幹より内容説明をお願いいたします。

教育センター主幹 それでは、日程第21、報告第9号、平成25年度福生第三中学校通級指導学級(情緒障害等)の開設について報告いたします。

先ほども説明がございましたが、福生第三中学校通級指導学級の設置工

事が平成25年1月末に完了し、職員室、教室のほかに個別指導室が4室、軽い運動のできる多目的室、男女トイレ各1室、だれでもトイレ1室、シャワー室1室等が設置され、平成25年4月に開設いたします。

開設までの経緯につきまして申し上げますと、現在、中学校の通級指導学級は福生第二中学校のみで、徒歩や福祉バスを使用して通級するには不便であったり、教室が狭いこともあり、福生第一中学校、福生第三中学校からの希望者は多くございませんでした。しかし、通級指導学級の通級希望者は増加傾向にあるため、福生第三中学校内に開設されると通級しやすくなるとともに、支援が必要な生徒一人一人の適性に合わせた指導を行うことができるようになります。また、福生第三中学校の通級指導学級の特徴的な施設であります多目的室を活用した運動、ゲーム等を通してコミュニケーション能力や社会性を高めることが期待できます。

次に、学級の概要でございます。学級の名称ですが、福生第三中学校に接しておりますせせらぎ通りには、湧水が流れるせせらぎを楽しめるポイントが点在しており、通級する生徒にとって心落ちつける憩いの学級となるよう「せせらぎ学級」と名付けられました。通級指導学級の対象者でございますが、情緒面に課題のある生徒を対象としてございます。通級指導学級の教育目標でございますが、通級する生徒は情緒の発達にアンバランスがあり、対人関係や社会性、行動面等に問題を抱えるため、ソーシャルスキルの向上、認知のアンバランスの改善、運動能力の向上、コミュニケーション能力の向上等を図るとともに、各教科のつまずきの原因となる基本的な概念形成や認知障害の改善を図っていきます。編成でございますが、在籍校に籍を置いたまま、週1回から2回、8時間以内で曜日を決めて通級をして指導を受けます。現在、福生第三中学校のせせらぎ学級の通級希望者は6名おります。そのため、現在の学級数は1学級、教員数が2名となっております。時程、指導内容、年間予定表、通級の相談の手續につきましては今後見直してまいります。資料のとおりでございますので、どうぞお目通しくくださいますようお願いいたします。

なお、4月12日には開級式を予定しておりますので、詳しい日程等が決まりましたら御報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私からですけれども、他市に誇れる立派な施設が誕生したと伺っております。この施設にふさわしい充実した教育が行われますことを望んでおり

ます。

質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第9号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第9号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第22、報告第10号、平成25年度福生市立小・中学校教育活動発表会についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、日程第22、報告第10号、平成25年度福生市立小・中学校教育活動発表会につきまして御報告いたします。

福生市の教育施策と各学校の教育実践の発表を通して、学校、家庭、地域の連携、協力を図り、福生市の教育の一層の推進を目指す福生市立小・中学校教育活動の平成25年度の発表会につきまして報告をいたします。

既に平成25年第1回教育委員会定例会におきまして、開催日や当日の時程及び内容等は説明させていただいておりますが、福生市立小・中学校の教育活動の発表につきまして、発表校が福生第三中学校区の3校、福生第五小学校、福生第七小学校、福生第三中学校に決定いたしましたので、改めて御報告をいたします。

今年度、福生第三中学校区では、3校の全教職員が4つの分科会に分かれまして、小・中連携した取組について研究を進めているところでございます。これは、本市として目指しております小・中一貫教育化に向けた取組のモデル校となるものでありまして、今後その取組を中心に3校と発表のテーマや主な内容、方法等に関する打ち合わせを綿密に行ってまいりまして、改めて教育委員の皆様には御報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第10号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御意義なしと認めます。よって、報告第10号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第23、報告第11号、平成25年度福生市立小学校移動教室についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第23、報告第11号、平成25年度福生市立小学校移動教室についてでございます。本市の小学校第6学年の移動教室につきましては、平成22年度までは長野県の車山、霧ヶ峰方面と栃木県の日光市方面の2方向に分かれて実施をしておりました。平成23年度から小学校7校全校が6月に日光方面の移動教室を実施しておりましたが、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災と、それに伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして、様々な影響等を想定し、平成23年の4月の実地踏査では、指導主事1名が同行し、見学予定地はもとより、日光市教育委員会、警察署、消防署、病院等を訪問し、現地確認をいたした上で、各校これまで以上に児童の安全を第一に置いた行動計画を立て、事故なく実施いたしましたところであります。

本年度24年度につきましても、平成23年度同様、小学校7校で日光方面の移動教室を予定しておりましたが、御承知のとおり、平成23年11月頃から放射線量が局所的に高い、いわゆるホットスポットが首都圏、東京都内でも相次ぎ見つかри、各地で秋の遠足の行き先を変更したり、小学生の芋掘りなどが中止されたり等の対応をとったという報道がなされ始めました。このことを市教育委員会としても重く受けとめ、平成24年度の移動教室の行き先を決定するに当たっては、市教育委員会として明確な判断を出す必要があると考え、現地に赴き、日光市での放射線量を測定するなどして、収集しました放射線量等に関するさまざまな情報に基づきまして、平成24年1月25日の教育委員会定例会で御協議いただき、最大限の安全対策と安心への配慮を行うこととして、行き先を平成23年度同様、栃木県日光市方面に決定していただき、本年度実施いたしましたところであります。

平成25年度につきましても、小学校の移動教室の行き先を日光市方面として準備をしていきたいと考えているところであります。その理由でございますが、資料を御覧ください。これは、昨年度の教育委員会定例会でも提出いたしました日光地方における放射線量等についての資料の今年度版でございます。

まず、大気中の放射線量につきましては、足尾環境学習センター以外はすべて昨年度よりも低い値となっております。続いて、水道水や井戸水等

につきましては、昨年度同様、すべて不検出であります。

次の資料では、今年度の各学校の移動教室での行き先の活動場所の一覧でございます。

次に、現在ホットスポット等の測定はしておりませんが、ホットスポットの解消に向けて日光市の除染実施計画が本年24年4月に示されておりまして、日光市はこれに基づいて計画的な除染作業が進められていると伺っております。

以上、昨年度御提示申し上げた放射線量等の情報に基づいて今年度も測定をいたしましたわけですが、こういった安全性については昨年度と変わりなく、むしろ改善されていると認識しているところであります。したがって、平成25年度の本市の小学校の移動教室を実施するに当たっては、昨年度同様、またそれ以上の最大限の安全対策と安心への配慮を行うことを前提として今後準備を進めてまいりたいと考えておるところであります。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
質疑はございませんか。
ないようでしたら質疑を終わります。
お諮りいたします。報告第11号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、報告第11号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第24、協議事項1、平成25年度福生市教育委員会の基本的な考え方についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、協議事項1、平成25年度福生市教育委員会の基本的な考え方について、提案理由並びに内容につきまして説明させていただきます。

福生市教育委員会の基本的な考え方につきましては、平成25年度の福生市教育委員会の基本的な考え方を定める必要があるため、その内容につきまして御協議を頂きたく提案するものでございます。また、この内容は2月26日に開催されます第1回福生市議会定例会初日の冒頭で、市長の施政方針に続いて教育委員長から御発言を頂くものでございます。

その内容でございます。内容につきましては、以前各委員へ説明させて

いただきました後に修正を加えましたので、資料では下線を引いた形でお示しをさせていただきます。

まず、内容でございますが、初めにこの1年を振り返って、福生市の教育に影響をもたらした出来事としまして、登校中の児童が自動車の無謀運転の犠牲となったことから、安全対策の強化を進めること、またいじめの問題では、本市の対応といじめのない学校づくりを進める必要性、体罰の問題では、学校への指導を徹底していくこと、そして一昨年の中日本大震災から得た教訓を防災教育、学校施設の耐震化に反映させていくことを述べてございます。

次に、教育委員会の三つの目標と教育目標を達成するための四つの基本方針を説明し、目標実現のために取り組む事業について検証を重ねながら着実に実施していくことを述べております。

続きまして、最近の学校教育を取り巻く状況と基本的考え方について、学習指導要領の確実な実施と少人数学級の進行における平成25年度の対応を説明しております。また文章中、中段からは、本市教育委員会が取り組みます平成25年度の主な施策と実施事業を推進プランに沿って説明しております。まず、「子どもたちの『生きる力』の育成」の観点からは、福生市における教育の課題を不登校問題、児童生徒の健全育成問題、そして基礎学力の定着の問題として捉え、福生市学校サポートチームの展開等による教育環境の改善を説明し、また学力の定着問題としては、新学習指導要領の確実な実施を行うこととともに、学校における学力の向上に向けた取組を図ることを説明してございます。

また、特別支援教育では、福生市特別支援教育推進計画第二次計画に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒の能力や可能性を伸ばす教育を進め、福生第三中学校で新たに通級指導学級を開設し、また（仮称）特別教育支援センター構想の具体的な検討を進めることも説明しております。

次ページの上段でございますが、基本方針2の「信頼される学校づくりの推進」や基本方針4の「地域の教育力の向上」の観点からは、ふっさっ子の広場、学校支援地域組織の推進、そしてコミュニティスクールの構築へ向けた取組を推進することを説明しております。

また、基本方針2中の「学習環境の整備充実」の観点からは、小学校において校庭改良に合わせ一部芝生化を進めていくこと、更に地震等の災害に対する備えとして、学校施設の非構造部材の耐震性の点検及び学校安全対策の充実に努めていくことを述べております。

基本方針3の「生涯学習社会の推進」の観点からは、第2期福生市生涯学習推進計画、第2次福生市子ども読書推進計画、福生市スポーツ推進計画に基づく生涯学習社会の実現を目指した取組を進めることを述べております。また、市民サービス向上のため、福生市営プールに指定管理者制度を導入することと、老朽化した施設の改修を進め、市民利用の安全面の確保と利便性の向上に取り組むことを説明してございます。

結びとしまして、教育振興基本計画を具体的に説明する計画としての教育推進プランにおける事業について毎年見直しを行っており、その点検評価を行い、教育行政に責任を持って取り組むことへの決意を込める言葉で締めくくるといった構成内容とさせていただいております。

以上で説明とさせていただきます。御協議をいただきまして、御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。教育委員の意見を取り込んでまとめてくださっていると思いましたが、質疑はございませんか。ないようでしたら質疑を終わります。お諮りいたします。協議事項1は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、協議事項1は原案のとおり決定することといたします。

次に日程第25、協議事項2、平成26年度文教施策と予算に関する要望調査についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、協議事項2、平成26年度文教施策と予算に関する要望調査について説明をさせていただきます。

この資料は、全国市町村教育委員会連合会会長から各都道府県市町村教育委員会連合会会長及び事務局長宛ての文書でございますが、この文書を東京都市町村教育委員会連合会の事務局でございます西東京市で受理をいたしまして、各市町村教育委員会に要望調査が来たものでございます。この要望は、最終的には全国市町村教育委員会連合会で取りまとめ、理事会、総会を経て、平成25年度の7月から8月に国に対しまして陳情活動を行う予定となっております。

要望事項につきましても、資料のとおり作成をしておりますが、教育委

員会連合会の要望事項でございますので、教育委員の皆様へ御了解の上、回答をしたいと考えておりますので、御確認をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

私からよろしいでしょうか。回答欄のところどころ空欄がございますけれども、この空欄はどのように考えたらよろしいのでしょうか。

それともう一点ですが、要望事項に「電子黒板の設置の補助の充実」について「特に必要ない事項」と回答がありますが、これまでICT機器の使用を拡大してきておりますけれども、福生ではまだ電子黒板の設置というのは全く考えていないところでしょうか。

庶務課長 空欄の扱いでございますが、これは本市の教育委員会に該当しないものということで、記載はしなかったものでございます。

参事 電子黒板の設置の補助の充実につきましては、現在本市の小・中学校すべての教室に50型のデジタルテレビが設置されており、現在のテレビを有効活用するというので、更に電子黒板というのはどうかと考えますので、ここでは必要なしと回答させていただきました。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項2は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、協議事項2は原案のとおり決定することといたします。

日程第26、協議事項3、平成25年度の公立小学校第一学年及び第二学年の学級の児童数の基準についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第26、協議事項3、平成25年度の公立小学校第一学年及び第二学年の学級の児童数の基準についてでございます。

提案理由でございますが、少人数学級によるきめ細やかな指導をするため、平成25年度の福生市公立小学校第1学年及び第2学年の学級の児童数の基準を定める必要があるため、本案を提出し、協議いただくものがございます。その基準でございますが、平成25年度の福生市立小学校第1学年及び第2学年の学級の児童数は35人といたします。附則といたし

まして、この基準は平成25年4月1日から適用するものいたします。

ここで35人学級導入の経緯につきまして簡単に御説明申し上げたいと存じます。平成23年4月22日に小学校第1学年の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げることに伴う関係法案の成立に伴いまして、同年5月20日の第5回福生市教育委員会定例会におきまして、平成23年度の福生市立小学校第1学年の学級の児童数の基準を35人としたことを御決定いただきました。そして、平成24年度につきましては、平成23年12月に文部科学省が2012年度の予算概算要求に盛り込んだ平成24年4月からの小学校第2学年の35人学級につきましては、法改正による制度化は見送られ、各都道府県の申請に基づき配置をする加配教員を活用することで対応することとなりました。したがって、小学校第2学年の35人学級の導入に伴う加配措置はあくまでも学級担任のみでありまして、学級増に伴う専科教員の配置はございませんが、この加配が平成25年度も継続されることとなりました。

中学校につきましては、まだ東京都から正式の通知は来ておりませんが、第1学年で35人学級の加配措置がとられる予定でありまして、現在それに伴う学級数の確定の作業に入っております。中学校ではその加配教員を学級規模の縮小に充てるか、本年度の第三中学校のように3学級にそれぞれ担任、副担任、担任2名制として加配を使ったという学校がございますので、この35人学級が適用された暁には、各学校がどのような加配教員の活用をするかということで提案いただき、そして改めて教育委員会へお諮りしたいと考えております。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項3は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、協議事項3は原案のとおり決定することといたします。

次に、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項1、平成25年度青少年海外派遣事業の募集について、生

生涯学習推進課長よりお願いいたします。

生涯学習推進課長 その他報告事項 1、平成25年度福生市青少年海外派遣事業の募集についてでございます。

平成25年度の派遣先は、アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市で、派遣期間は平成25年7月24日から8月6日までとさせていただきます。また、昨年度に引き続き、市内3つの中学校での学校説明会のほか、3月3日に全市的に保護者及び公立、私立生徒も対象とした全市説明会を行います。

なお、募集につきましては平成25年2月15日から3月15日までを募集期間とさせていただきます。

以上で説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたらその他報告事項 1 を終わります。

次に、その他報告事項 2、福生市公民館運営審議会市民公募委員選考結果について、公民館長より説明をお願いいたします。

公民館長 その他報告事項 2、福生市公民館運営審議会市民公募委員選考結果について御報告いたします。

市民公募委員の選出についての御報告でございます。この選考要領に基づきまして、選考委員会にて、「これからの公民館」と題しました論文による書類選考を行いました結果、4名の応募者のうちから上位2名を福生市公民館運営審議会市民公募委員として選出いたしました。

選出された市民公募委員ですが、伊藤覺氏は市内在住の方で、職業は大学の非常勤講師でございます。次に、関根孝明氏は市内在住の方で、職業は他市の教育委員会の再任用職員でございます。任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間になります。任命についてでございますが、現在の福生市公民館運営審議会委員10人の任期替えに合わせまして、平成25年第3回教育委員会定例会におきまして改めて全員の任命の議案提出をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたらその他報告事項 2 を終わります。

ほかにその他報告はありませんか。

委員の皆さんから何かありますか。

ないようですので、その他報告の報告事項の説明を終わります。

ここで、先ほど、日程についてお諮りいたしました日程第10、議案第16

号及び日程第11、議案第17号についてを公開しない会議といたしまして決定いたしましたので、これからは公開しない会議となります。

関係者以外の方は、退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時45分 休憩